

陳述書の提出等について（注意）

○競売物件の入札をするには、入札書とともに陳述書の提出が必要となりました。

○入札書ごとに陳述書が提出されなければ、入札は無効となります。

○陳述書には、個人用、法人用などの種類があるので該当するものを使用してください。

○陳述書の記載や添付書類に不備があると、入札が無効となる場合があります。

○不適法な入札が増えています。陳述書下部「注意」をよく読んでください。

（例）・陳述書の「☐ 自己の計算において私に買受けの申出をさせようとする者は（略）暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人ではありません。」欄は、入札者が他人から資金の提供を受けて入札する場合などにチェックするものですので、そのような者がいない場合、はチェックしないでください。

・陳述書や陳述書別紙のフリガナも必ず記載してください。

○宅地建物取引業者の場合、宅地建物取引業者免許証（有効期限内のもの）の写しを提出してください。

期 間 入 札 の 公 告

令和 8 年 10 月 21 日

京都地方裁判所第 5 民事部

裁判所書記官 東 知子

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8 年 11 月 5 日から 令和 8 年 11 月 12 日 午後 5 時 00 分まで
開札期日	日 時 令和 8 年 11 月 19 日 午前 9 時 30 分 場 所 京都地方裁判所売却場
売却決定 期日	日 時 令和 8 年 12 月 4 日 午後 1 時 00 分 場 所 京都地方裁判所第 5 民事部
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に買受申出保証額を振り込んだ旨の 金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、 信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限（民事執行規 則 33 条）	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付 した買受適格証明書を有する者又は買受けについて農地法上の許 可若しくは届出を必要としない者に限り、買受申出をすることが できます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8 年 10 月 21 日から当庁 2 階の物件明細閲覧室に備え置きます。	



物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和 8 年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 2	49, 770, 000 39, 816, 000	一括	9, 954, 000	249, 308	67, 180
1	10, 690, 000				
2	39, 080, 000				
		</			



物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 京都市左京区北白川久保田町 |
| | 地 番 | 18番 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 102.94平方メートル |
| 2 | 所 在 | 京都市左京区北白川久保田町 18番地 |
| | 家屋 番号 | 18番0の2 |
| | 種 類 | 居宅・店舗・車庫 |
| | 構 造 | 鉄骨造陸屋根3階建 |
| | 床 面 積 | 1階 82.64平方メートル
2階 83.24平方メートル
3階 87.14平方メートル |
| | (現況) | |
| | 種 類 | 居宅・事務所・車庫 |



物 件 明 細 書

令和 8年 8月 4日

京都地方裁判所第5民事部

裁判所書記官 藤 本 昌 宏

1 不動産の表示

【物件番号1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1, 2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号2】

Aが占有している。同人の占有権原は使用借権と認められる。

5 その他買受けの参考となる事項

【物件番号1】

隣地との境界が不明確である。

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実とそれに基づく法律判断に関して、執行裁判所の裁判所書記官の一応の認識を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」もご覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があ



ります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」をご覧ください。

- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



11

物 件 目 録

- 1 所 在 京都市左京区北白川久保田町
地 番 18番
地 目 宅地
地 積 102.94平方メートル
- 2 所 在 京都市左京区北白川久保田町 18番地
家屋 番号 18番0の2
種 類 居宅・店舗・車庫
構 造 鉄骨造陸屋根3階建
床 面 積 1階 82.64平方メートル
2階 83.24平方メートル
3階 87.14平方メートル
(現況)
種 類 居宅・事務所・車庫



令和8年（ケ）第103号
（物件1、2）
令和8年6月18日受理
令和8年7月28日提出

現況調査報告書

京都地方裁判所

執行官 遠藤 雄三

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- | | | | | |
|---|-------|--------------------|-------------|--|
| 1 | 所 在 | 京都市左京区北白川久保田町 | | |
| | 地 番 | 18番 | | |
| | 地 目 | 宅地 | | |
| | 地 積 | 102.94平方メートル | | |
| 2 | 所 在 | 京都市左京区北白川久保田町 18番地 | | |
| | 家屋 番号 | 18番0の2 | | |
| | 種 類 | 居宅・店舗・車庫 | | |
| | 構 造 | 鉄骨造陸屋根3階建 | | |
| | 床 面 積 | 1階 | 82.64平方メートル | |
| | | 2階 | 83.24平方メートル | |
| | | 3階 | 87.14平方メートル | |



不動産の表示	「物件目録」のとおり			
住居表示	住居表示未実施			
土地	物件1			
現況地目	☒ 宅地（物件1） ☐ 公衆用道路（物件 ） ☐ （物件 ）			
形状	☐ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☒ 建物図面（各階平面図）のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり ☐			
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者 ☐ その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり			
下記以外の建物（目的外建物）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）			
その他の事項	「その他の事項」のとおり			
建物	物件2			
種類、構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点が異なる（ ☐ 主である建物 ☐ 附属建物） ☐ 種類： ☐ 構造： ☐ 床面積：			
物件目録にない附属建物	☒ ない ☐ ある 種類： 構造： 床面積：			
占有者及び占有状況	☐ 建物所有者 ☒ その他の者 上記の者が本建物を 居宅、事務所、車庫 として使用している ☒ 「占有者及び占有権原」のとおり			
上記以外の敷地（目的外土地）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外土地の概況」のとおり）			
その他の事項	「その他の事項」のとおり			
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある 地方裁判所 保管開始日 令和 年 月 日 支部 令和 年 月 日 第 号			
土地建物の位置関係	☒ 建物図面（各階平面図）のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり			

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

占有者及び占有権原 (物件2 関係)			
占有範囲		■全部 ☐	
占有者		☐ 債務者 ■A	
占有状況		☐ 敷地 ☐ 駐車場 ☐ ☒ 居宅 ■事務所 ☐ 店舗 ☐ 倉庫 ■車庫	
■関係人(■A (占有者) ☐ ())の陳述／ ☐ 提示文書()の要旨			
占有権原		☐ 賃借権 ■使用借権 ☐	
占有開始時期		令和6年5月30日	
最初の契約等	契約日	令和6年4月中旬頃	
	期間	年 月 日から ☐ 年 月 日まで 年間 ☒ 期間の定めなし	
更新の種別		☐ 合意更新 ☐ 自動更新 ☐ 法定更新	
現在の契約等	期間	年 月 日から ☐ 年 月 日まで 年間 ☐ 期間の定めなし	
	貸主	■所有者 ☐ その他の者()	
当事者	借主	■占有者 ☐ その他の者()	
	賃料・支払時期等		
		毎 金 円 (毎 限り 分支払) ☐ 前払 (分 円) ☐ 相殺 (分 円)	
敷金・保証金		☒ ない ☐ ある (☐ 敷金 円 ☐ 保証金 円)	
特約等		☐ 譲渡・転貸を認める ☐	
その他			
執行官の意見		☐ 上記のとおり ☐ 下記のとおり ■「執行官の意見」のとおり	

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(その他の事項用)

その他の事項

- 1 物件1土地は、東側で建築基準法上の市道（建築基準法42条1項1号）と等高で接している。
- 2 物件1土地の北東角付近及び南東角付近には、それぞれ金属プレートが設置してある。
- 3 物件1土地には深井戸があり、井戸水をポンプで汲み上げ、物件2建物1階西側の倉庫内にある流し台の蛇口から使用することができる。
- 4 物件2建物1階には、事務所、車庫及び倉庫がある。
- 5 物件2建物には、エレベーターが設置してある。
- 6 物件2建物3階北西側納戸の北側窓の上下に、水の滲み跡が見られ、壁クロスが剥離している箇所がある。
- 7 物件2建物内で、フェレット3匹が飼育されている。

(関係人の陳述等用)

関係人の陳述等

陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
A	1 令和6年5月30日に、譲渡担保により物件1土地及び物件2建物の所有権が私から現在の所有者に移転しました。その少し前の同年4月中旬頃に建物所有者と口頭で、物件2建物に私が無償で住むことの契約をしました。そのため契約書等はありません。賃料も支払っていません。 2 物件2建物を誰にも貸していません。私と家族が住んでいます。 3 物件1土地には深井戸があり、井戸水をポンプで汲み上げて使用できませんが、私はほとんど使っていませんでした。 4 物件2建物の1階を以前の所有者は店舗として使用していたそうですが、私は事務所として使用しています。 5 物件2建物にはエレベーターが設置してあり、毎年保守点検費用で6～7万円程度かかります。 6 物件2建物の2階リビングには、ガスの床暖房設備があります。 7 物件2建物3階北西側納戸の北側窓には、水の滲み跡があり、壁クロスが剥離している箇所がありますが、最近の豪雨でも雨漏りはしておらず、原因はよく分かりません。 8 私は、物件2建物内でフェレットを3匹飼っています。 9 物件2建物内にリース物件等、他人の物は設置していません。 10 物件2建物の屋上から五山の送り火の船形などがよく見えます。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

執行官の意見

- 1 本件各物件の状況は、公図、建物図面、建物見取図及び添付した写真のとおりである。
- 2 所有者にお知らせ及び照会書を送付したが、回答は得られなかった。
- 3 ライフライン調査の結果、ライフラインの契約者はAであった。
- 4 本件各物件の元々の所有者はAであったところ、令和4年6月29日の譲渡担保を原因として、令和6年5月30日に現在の所有者に、本件各物件の所有権が移転されている。Aの陳述等により、現在の所有者とAは、その際に物件2建物をAが無償で使用する口頭の合意を行い、現在もAが無償で使用している様子が認められるため、Aの占有権原を使用借権であるとした。
- 5 関係人の陳述等、ライフライン調査及び立入調査の結果から、2ページのとおり認定した。

(調査経過用)

調査の経過

調査の日時	調査の場所等	調査の方法等
8年6月23日 14:25-14:55	物件所在地	物件確認、占有調査、写真撮影、A宛照会書交付
8年6月24日	当庁	所有者宛照会書送付
8年6月26日	当庁	ライフライン調査
8年7月21日 9:20-10:00	物件所在地	Aと面談、立入調査、写真撮影、評価人同行
年 月 日 : - :		

(特記事項)

- ☐ 令和 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。
- ☐ 令和 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていたので、立会人 を立ち会わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。
- ☐ 令和 年 月 日
休日・夜間執行許可の提示をした。
- ☐

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

イ 3-2
ロ 80-4

ハ 23-2



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

地番区域見出し
北白川
久保田町

請求部	所在	京都市左京区北白川久保田町			地番	18番		
出力縮	縮尺不明	精度区分	座標系番号又は記号	分類	地図に準ずる図面	種類	旧土地台帳附属地図	
作成年月日				備付年月日(原図)				補記事項

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

(京都地方法務局管轄)

令和8年5月1日

東京法務局豊島出張所

地図整理番号：M35409

登記官

登記年月日：平成13年7月16日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。

(京都地方支庁管轄)

令和8年5月1日

東京法務局書庫出典所

登記官

7ページ

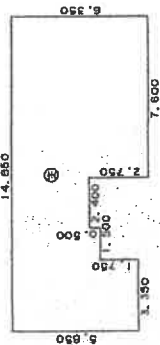
地図整理番号：M35410

建物図面
各階平面図家屋番号
18番0の2建物の所在
京都市左京区北白川久保町18番地

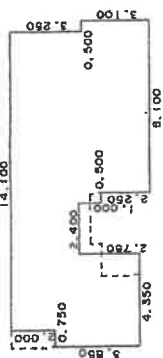
729372

各階平面図

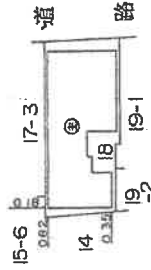
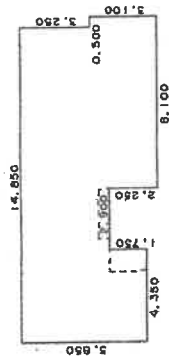
1 階



2 階



3 階



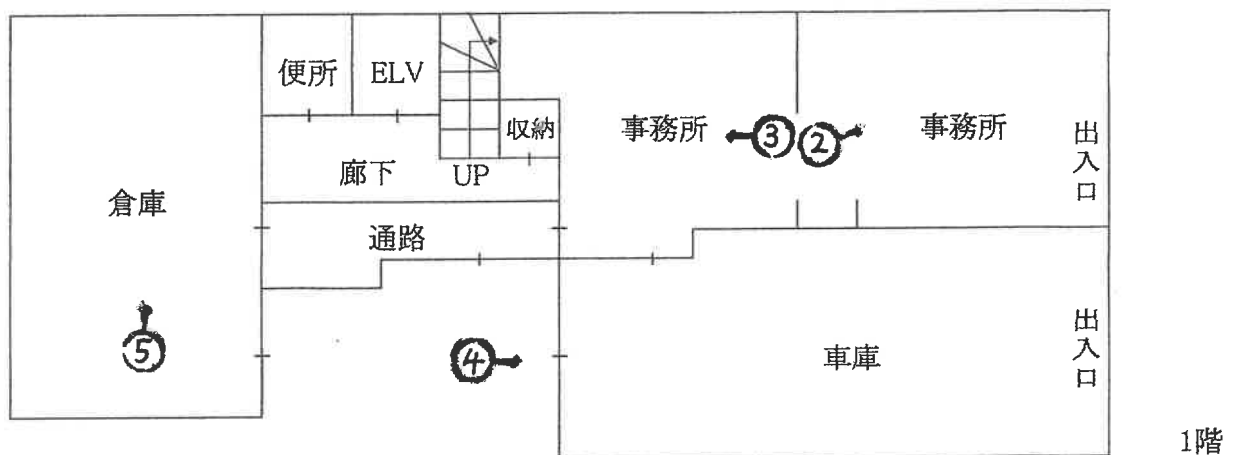
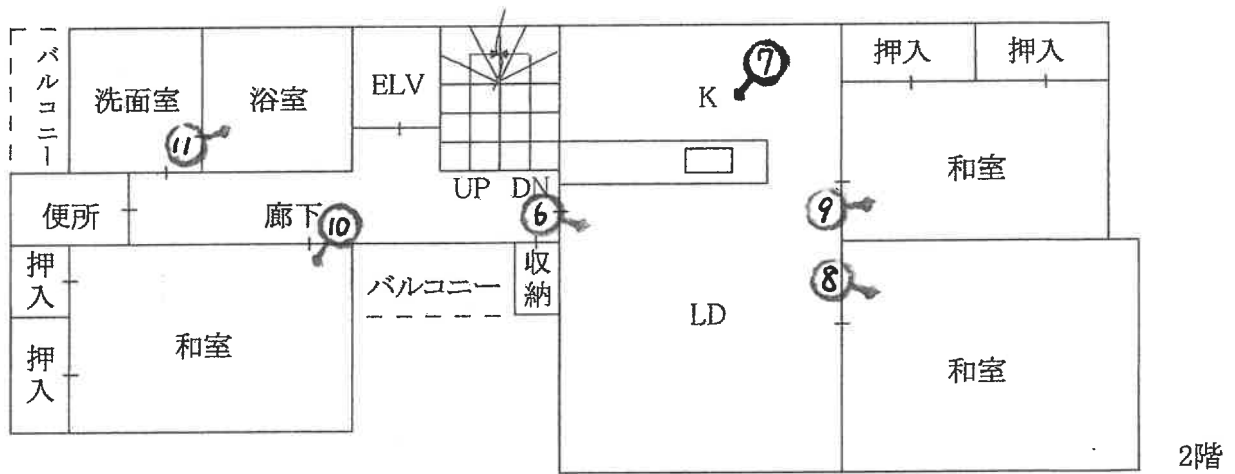
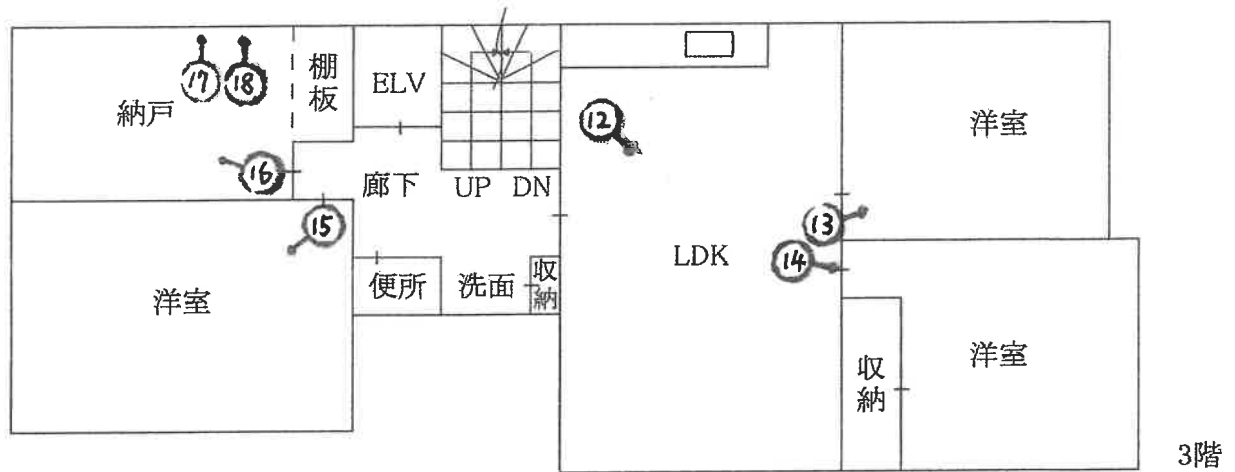
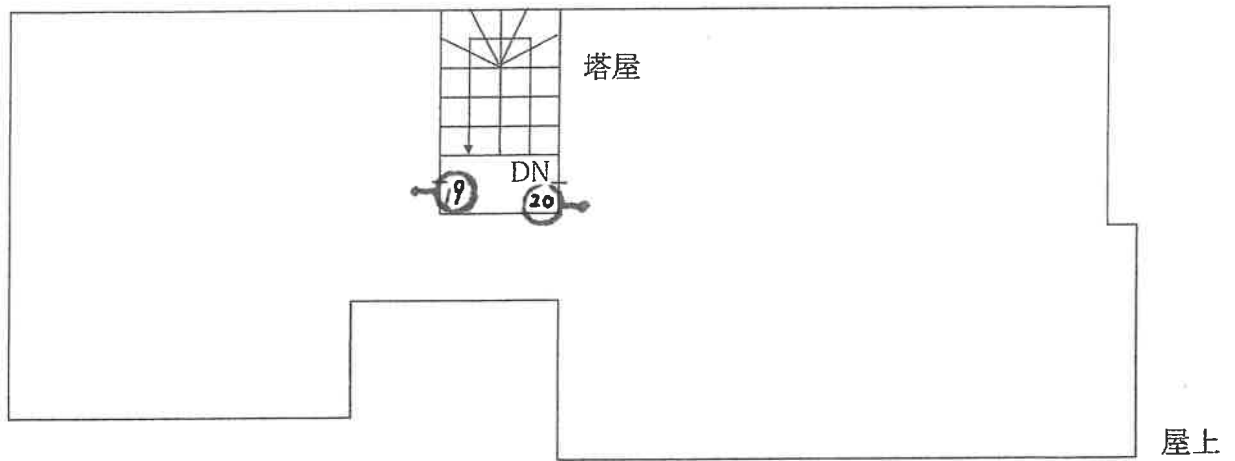
写真撮影位置方向

縮尺
1/500

申請人

縮尺
1/250

作製者



本件建物

①



②



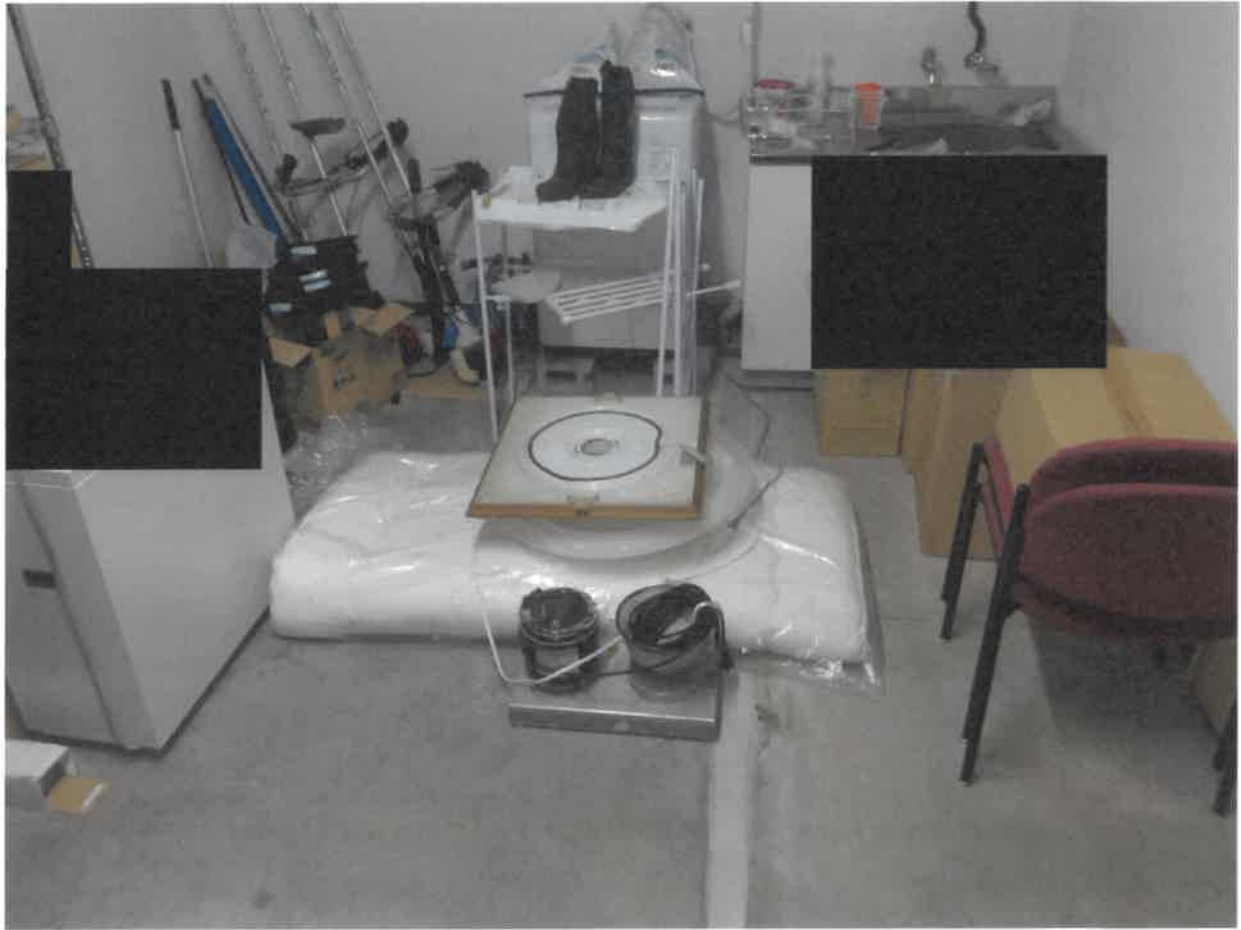
③



④



⑤



⑥



⑦



⑧



⑨



⑩



11



12



13



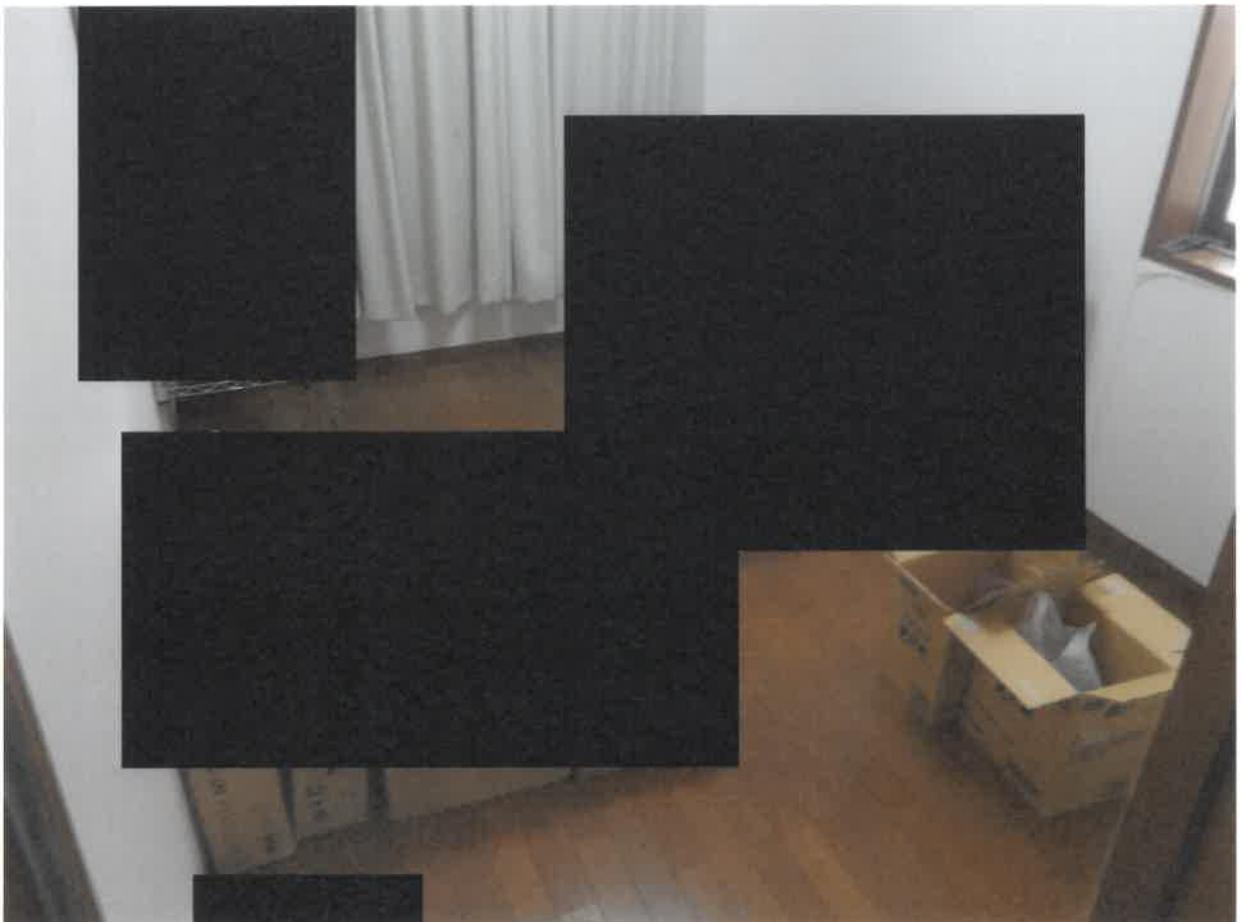
14



15



16



17



18



19



20



令和 8 年 (ケ) 第 103 号
令和 8 年 7 月 21 日 現 地 調 査
令和 8 年 8 月 3 日 評 価

京都地方裁判所 御中

評 価 書

評 価 人 不動産鑑定士

栗田口定大

第1 評価額

一括価格			
金		49,770,000	円
内訳価格			
物件1（土地）	金	10,690,000	円
物件2（建物）	金	39,080,000	円

- 1 一括価格は、物件1、2の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の内訳価格は物件2のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番号	所在等	登 記	現 況
1	所在地 地番 地目 積	「物件目録記載のとおり」	「同 左」
2	所在地 家屋番号 種類 構造 床面積	「物件目録記載のとおり」	以下を除き「同 左」 居宅・事務所・車庫
番号	特 記 事 項		
	特になし		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等 (物件 1)

位 置 ・ 交 通	京阪鴨東線「出町柳」駅の東方・道路距離約 2.1 km 最寄バス停「北白川校前」の南方・約 130m(徒歩約 2分) (付属資料「目的物件の位置図」参照)	
付 近 の 状 況	店舗併用住宅、店舗等が多く建ち並ぶ商業地域	
主 な 公 法 上 の 規 制 等 (道路の幅員等の 個別的な規制を 考慮しない 一般的な規制)	都 市 計 画 区 分 用 途 地 域 建 蔽 率 容 積 率 防 火 規 制 そ の 他 の 規 制	市街化区域 近隣商業地域 80 % 300 % 準防火地域 15 m 第4種高度地区 沿道型 美観形成地区 眺望空間保全区域 遠景デザイン保全区域
画 地 条 件	間口 約6.9 m、奥行約 16 mの 概長方形地 第 4 図のとおり	
接面道路の状況	東側幅員 約 22.5 mの 市道 に 等高 に接する。 (建築基準法第 42条 1項 1号道路)	
土地の利用状況等	現況調査報告書記載のとおり	
供 給 処 理 施 設	上水道: あり ガス配管: あり 下水道: あり (注)供給処理施設における「あり」とは、目的物件の前面道路に該当施設の本管(以下、施設管という)が通っており、通常で敷地内への引込が出来る状態にあることをいう。「なし」とは、目的物件を含めた周辺に施設管が配置されておらず、敷地内に引込むことが不可能な場合をいう。「不明」とは、前面道路に施設管は敷設されていないにもかかわらず供給処理を利用している場合や、役場での確認事項に疑義がある場合等で、将来的に当該施設が利用できるかどうか不明な場合をいう。	
特 記 事 項	・目的土地の現況地積は、現地概測及び目的建物に係る建築計画概要書を見るに、登記地積よりも若干大きい可能性があるが、厳密には境界確定の上、専門家による測量を要する。 ・目的土地には深井戸があり、井戸水をポンプで汲み上げ、目的建物1階西側の倉庫内にある流し台の蛇口から使用することができるようになっている。なお、占有者陳述では、ほとんど使用していないとの由。 ・京都府マルチハザードマップ情報提供システムにおける水害ハザードマップ(洪水浸水想定区域、雨水出水(内水氾濫)浸水実績区域)において浸水想定区域の記載がある。	

2 建物の概況及び利用状況 (物件 2)

区 分	主である建物
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日（登記記載）： 平成13年7月15日 新築 経 過 年 数 ： 約 25 年 経済的残存耐用年数 ： 約 15 年
仕 様	構 造 ： 鉄骨造3階 屋 根 ： 陸屋根 外 壁 ： サイディング等 内 壁 ： クロス等 天 井 ： クロス、ボード、板等 床 ： フローリング、畳、コンクリート土間等 設 備 ： 電気、ガス、給排水設備 そ の 他 ： ホームエレベーター1基、2世帯仕様
床面積(現況)	第3項目的物件欄記載のとおり
現 況 用 途 等	現況用途： 居宅・事務所・車庫 間 取 り： （付属資料「建物見取図」参照）
品 等	やや優る
保守管理の状態	普通
建物の利用状況	現況調査報告書記載のとおり
特 記 事 項	・建築確認及び完了検査あり ・占有者陳述によると、2階リビングにガス床暖房設備があるとの由。 ・非飛散性アスベスト含有建材(成形板)等が使用されている可能性を否定できない。なお、アスベストの詳細については専門調査機関による分析調査を要する。 ・室内でフェレット3匹が飼育されている。 ・3階北西側納戸の北側窓枠付近に、水の滲み跡が見られ、壁クロスが剥離している箇所が存したが原因は不詳。

第5 評価額算出の過程

1 積算価格の試算

[1] 基礎となる価格

(1) 建付地価格（物件1）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別 格差 イ	地積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格(円) (万円未満四捨五入) ア×イ×ウ×エ
1	548,000	1.00	102.94	0.95	53,590,000

ア 標準画地価格(公示価格等からの規準)

地価調査 左京 (府) 5-2

基準価格(円/㎡) 時点修正 標準化補正 地域格差 標準画地価格(円/㎡)
 $465,000 \times 106/100 \times 100/100 \times 100/90 = 548,000$

◇ 時点修正 : 公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇ 標準化補正 : なし (1.00)

◇ 地域格差 : 街路条件 接近条件 環境条件 行政的条件 格差率
 $100/100 \times 100/100 \times 100/90 \times 100/100 = 100/90$

イ 個別格差 : なし (1.00)

ウ 地 積 : 登記数量による。

エ 建 付 減 価 : 建物と敷地との適応の状態等を考慮した。

(2) 建物価格（物件2）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物価格を求めた。

番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現価率 ウ	建物価格 (円) (万円未満四捨五入) ア×イ×ウ
2	300,000	253.02	0.28	21,250,000

ウ 現価率

経済的全耐用年数 40 年、経過年数 25 年、経済的残存耐用年数 15 年、残価率 0.05
 の耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用し、現価率を査定した。

現価率 = { 残価率 0.05 + (1 - 0.05) × 経済的残存耐用年数 / 経済的全耐用年数 } × (1 - 観察減価 0.30)
 = 0.28

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

なお、本件は賃貸を想定することが困難な物件であるので、収益還元法は適用しない。

① 土地利用権等価格

番号	建付地価格(円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格(円) ア×イ (万円未満四捨五入)
1	53,590,000	70%	法定地上権	37,510,000

イ 土地利用権等割合： 土地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を70%と査定した。

② 内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる価格 (円) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) イ	占有減 価修正 ウ	市場性 修 正 エ	競売市 場修正 オ	評 価 額 (円) (万円未満四捨五入) (ア±イ)×ウ×エ×オ
1	53,590,000	-37,510,000		95%	70%	10,690,000
2	21,250,000	+37,510,000	100%	95%	70%	39,080,000
一 括 価 格 (合計)						49,770,000

ウ 占有減価修正： 修正の必要がない。

エ 市場性修正： 非飛散性アスベスト含有建材(成形板)が使用されている可能性等を考慮して、市場性修正の必要性を認めた。

オ 競売市場修正： 評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 参考価格資料

- 1 地価公示価格等 地価調査基準地 (左京(府)5-2)
所 在 : 京都府京都市左京区浄土寺西田町58番3
価 格 : 465,000 円/㎡
位 置 : 京阪鴨東線「出町柳」駅の東方、道路距離約 1.9 km
価 格 時 点 : 令和7年7月1日
地 積 : 137 ㎡
供給処理施設 : 水道、ガス、下水あり
接 面 街 路 : 東方 23 m 市道
用 途 指 定 等 : 近隣商業地域 (建蔽率 80 %、容積率 300 %)
準防火地域
地 域 の 概 要 : 幹線道路沿いに店舗、共同住宅の建ち並ぶ商業地域

- 2 固定資産税評価額 (令和 8 年度)
物件1(土地): 27,515,800 円
物件2(建物): 13,221,800 円

第7 付属資料の表示

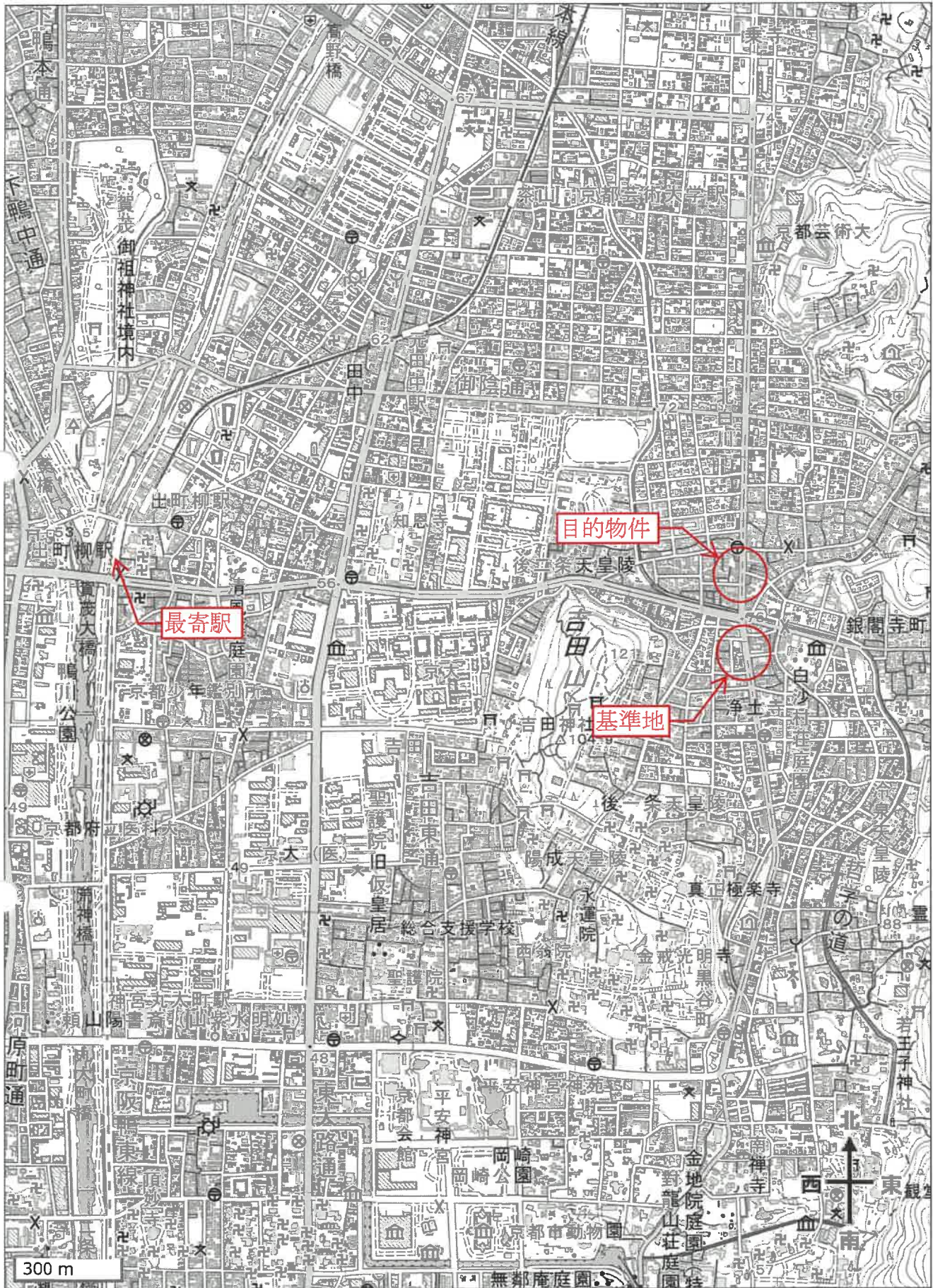
- 1 目的物件の位置図
- 2 付 近 地 図

以上

物 件 目 録

- | | | | | |
|---|-------|--------------------|-------------|--|
| 1 | 所 在 | 京都市左京区北白川久保田町 | | |
| | 地 番 | 18番 | | |
| | 地 目 | 宅地 | | |
| | 地 積 | 102.94平方メートル | | |
| 2 | 所 在 | 京都市左京区北白川久保田町 18番地 | | |
| | 家屋 番号 | 18番0の2 | | |
| | 種 類 | 居宅・店舗・車庫 | | |
| | 構 造 | 鉄骨造陸屋根3階建 | | |
| | 床 面 積 | 1階 | 82.64平方メートル | |
| | | 2階 | 83.24平方メートル | |
| | | 3階 | 87.14平方メートル | |





出典：地理院タイル(淡色地図)を加工して利用

